

# 千葉県教育委員会の取組

## 不登校支援への取組

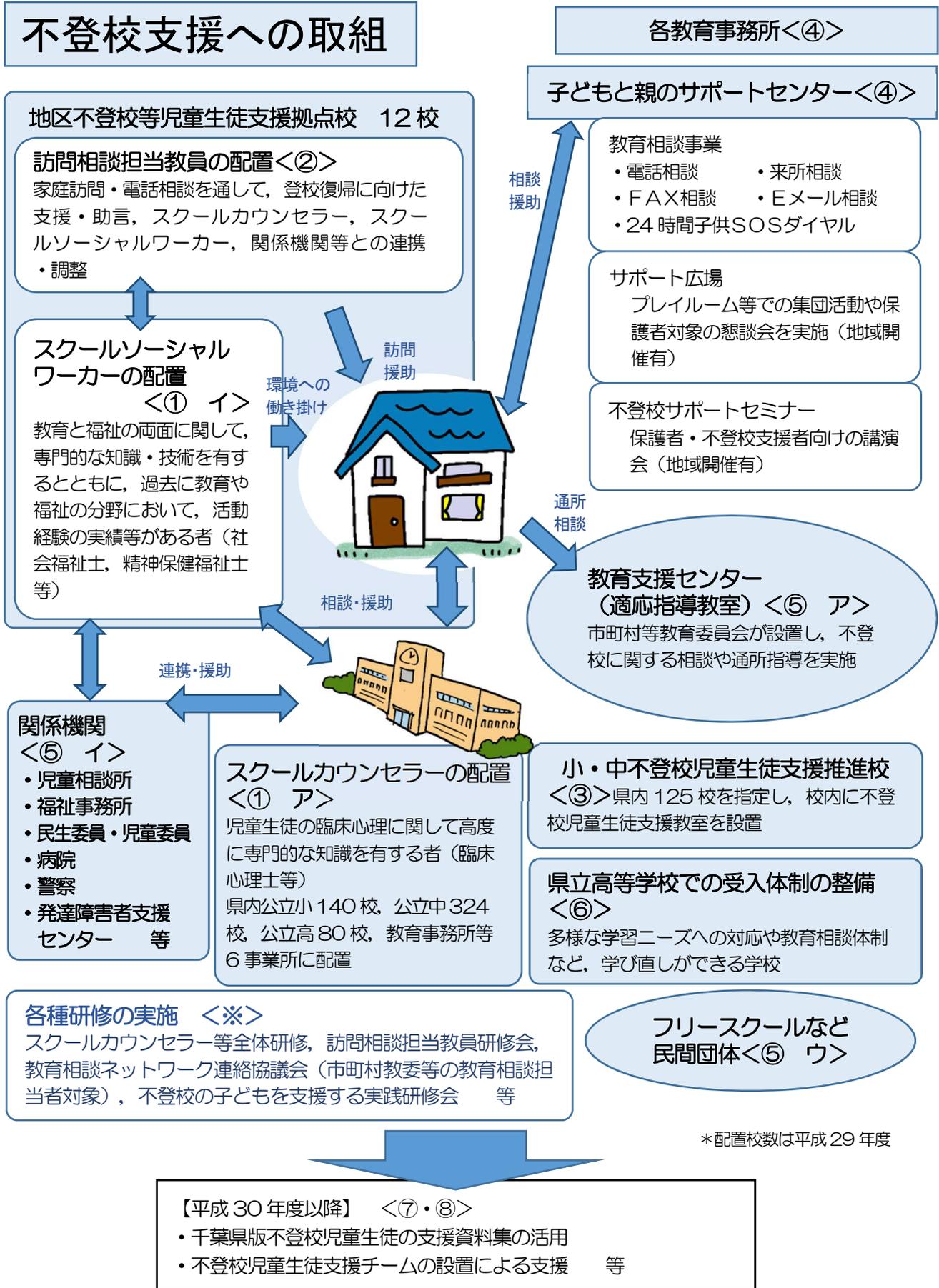
第Ⅰ章  
長期欠席と不登校等の現状

第Ⅱ章  
千葉県教育委員会の取組

第Ⅲ章  
新たな不登校を生まないために

第Ⅳ章  
初期対応（早期発見・早期対応）

第Ⅴ章  
自立支援



千葉県教育委員会では、不登校支援として、以下のような取組を推進しています。

## ① スクールカウンセラー等配置事業の充実（配置数は平成 29 年度時点のもの）

### ア スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校に関する悩み等について、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助を行い、児童生徒の悩みや不安など、生徒指導上必要な情報を教職員と共有し、連携・協力して、不登校支援を行っています。

\*小学校 140 校、中学校 324 校、高等学校 80 校、教育事務所等 6 所属に配置。  
中学校配置は義務教育学校 2 校を含みます。

### イ スクールソーシャルワーカー

児童生徒の置かれた環境への働き掛け等を支援するために、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校問題の改善に向けて、学校と関係機関との連携促進を図っています。教職員と情報共有しながら、不登校の要因ともなり得る様々な問題などを抱える児童生徒や保護者を福祉機関や医療機関等につなげています。

## ② 訪問相談担当教員の配置（地区不登校等児童生徒支援拠点校の指定）

県内にある地区不登校等児童生徒支援拠点校に、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を行っています。

訪問相談担当教員は、教育相談等の専門性を有する教職員であり、教職員としての立場や能力を生かして、不登校児童生徒の登校に向けた支援を行っています。小・中学校や市町村教育委員会の要請に応じて、家庭訪問や電話相談を行うほか、学校における不登校児童生徒への支援方策に関する検討会議にも参画し、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する支援・助言を行っています。

\*地区不登校等児童生徒支援拠点校 全 12 校  
「地区不登校等児童生徒支援拠点校」は、各教育事務所管内の生徒指導体制が整備されているセンター校で、それぞれ 2～3 校指定されています。

## ③ 不登校児童生徒支援推進校の指定

県内 125 校の小・中学校を不登校児童生徒支援推進校に指定しています。指定された学校の校内に不登校児童生徒支援教室を開設し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象として、学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援を行っています。

## ④ 不登校に関する相談窓口の設置

千葉県子どもと親のサポートセンター（次ページ参照）や各教育事務所の教育相談室では、不登校をはじめ、児童生徒等に関する様々な相談、支援事業を行っています。

## ✿【千葉県子どもと親のサポートセンターの紹介】✿

平成14年4月に設置された教育機関です。子どもや保護者から寄せられる不登校やいじめ等の多様な相談に対応するとともに、教育関係者に対する支援を広く展開しています。

### 1 教育相談事業 ～子ども・保護者・教職員を元気にする～

(1) 学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行っています。

#### (2) 相談方法

|  | 受付時間等   | 対象                |
|--|---|-------------------|
| 電話相談   | フリーダイヤル <b>0120 (415) 446</b> *24時間対応   | 児童生徒・保護者・<br>教職員等 |
| 来所相談   | 月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)<br>*新規の来所相談は、電話(上記フリーダイヤル)で事前に申し込んでください(受付時間 平日 8:30～17:00) |                   |
| FAX相談  | FAX番号 <b>043 (207) 6041</b>   |                   |
| Eメール相談                                       | Eメールアドレス <b>saposoudan@chiba-c.ed.jp</b>  |                   |
| 「24時間子供SOSダイヤル」 <b>0120-0-78310 (ナヤミイオウ)</b> |   |                   |

### 2 支援事業 ～学校・県民のニーズに応える～

| 県民対象  | 学校・関係機関対象  |
|---|--|
| <b>不登校サポートセミナー(センター・地域開催)</b><br>・大学教授等による講演、所員による個別相談 等                    | <b>学校支援・関係機関支援事業</b><br>・学校や関係機関の研修会等に所員を派遣<br>・研修内容に応じて支援プログラムを提供 |
| <b>サポート広場(センター・地域開催)</b><br>・不登校の子どもへの安らぎの場、人間関係づくり<br>・保護者のための懇談会、ミニセミナー 等 | <b>スクールアドバイザー事業(対象：学校)</b><br>・大学教授、医師、臨床心理士等の専門家を学校の研修会等に派遣       |
| <b>サポルーム</b><br>・不登校の経験者(親・子の立場)による個別相談                                     | お問い合わせは…☎043 (207) 6028  |

### 3 研修事業 ～学校・地域の核となるリーダーを育成する～

不登校やいじめ、教育相談等に関して、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員を対象とした研修や、県民対象のセミナーを行っています。

千葉県子どもと親のサポートセンターが主催している主な研修(平成29年度)

○教職員等対象…教育相談基礎研修A・B、教育相談上級研修A・B、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談指導者養成研修、不登校の子どもを支援する実践研修会 等

○県民及び教職員対象…休日開放事業(教育相談セミナー)

### 4 調査研究事業 ～喫緊の教育課題に必要な情報を提供する～

生徒指導・教育相談に関する調査研究を行い、ホームページで成果を公開しています。

**URL** <https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/> **子どもと親のサポートセンター**

(例)「若い先生のための保護者との信頼関係づくりハンドブック」(平成29年3月)

「若い先生のための学級づくりハンドブック」(平成27年3月)

「教職員のための『見立てシート』『気になる児童生徒チェックシート』」(平成24年3月)等

## ⑤ 関係機関との連携

関係機関との連携を推進し、学校の組織的な教育相談体制の強化を図っています。

- ア 市町村等教育委員会が設置する教育支援センター
- イ 福祉機関、医療機関、警察等
- ウ フリースクール等の民間団体等

## ⑥ 県立高等学校での受入体制の整備

多様な学習ニーズへの対応や教育相談体制の充実など、学び直しのできる県立高等学校での受入態勢の整備を進めていきます。加えて、進学先の学校において、個々の児童生徒の状況に応じて適切な支援を実施するための学校間連携を推進していきます。

※ 各種研修を実施し、不登校支援及び教育相談に関する資質の向上に努めています。

【平成 30 年度以降の取組】

## ⑦ 「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」の活用

不登校に対する具体的な支援や未然防止に向けた様々な取組など、不登校支援に向けた内容を網羅的にまとめた教職員向け指導資料集を活用し、各学校の取組の充実や教職員の指導力の向上を目指します。

資料の活用方法については、平成 30 年度以降、小・中・高等・特別支援学校の管理職等や生徒指導担当職員等が参加する研修会において周知を図っていきます。

また、千葉県子どもと親のサポートセンターが主催する研修会において研究協議等を実施し、各学校における組織的な対応や関係機関等との連携強化を推進していきます。

## ⑧ 「不登校児童生徒支援チーム」の設置による支援

福祉や心理の専門家や不登校担当指導主事等がチームを組んで、現在取り組んでいる不登校児童生徒支援の活性化を図るとともに、解消が困難な不登校ケースに関する助言・支援等に当たります。

主な支援内容は、不登校支援関係者による連絡会議等で情報収集し、より効果的な支援対応策について共に検討していきます。また、各教育委員会や学校の不登校支援体制づくりへのサポートを行います。

今後も県教育委員会と関係知事部局が連携しながら、不登校児童生徒支援に向けた施策への取組を充実させ、不登校で苦しんでいる児童生徒や保護者、そして教職員への支援・助言に努めていきます。



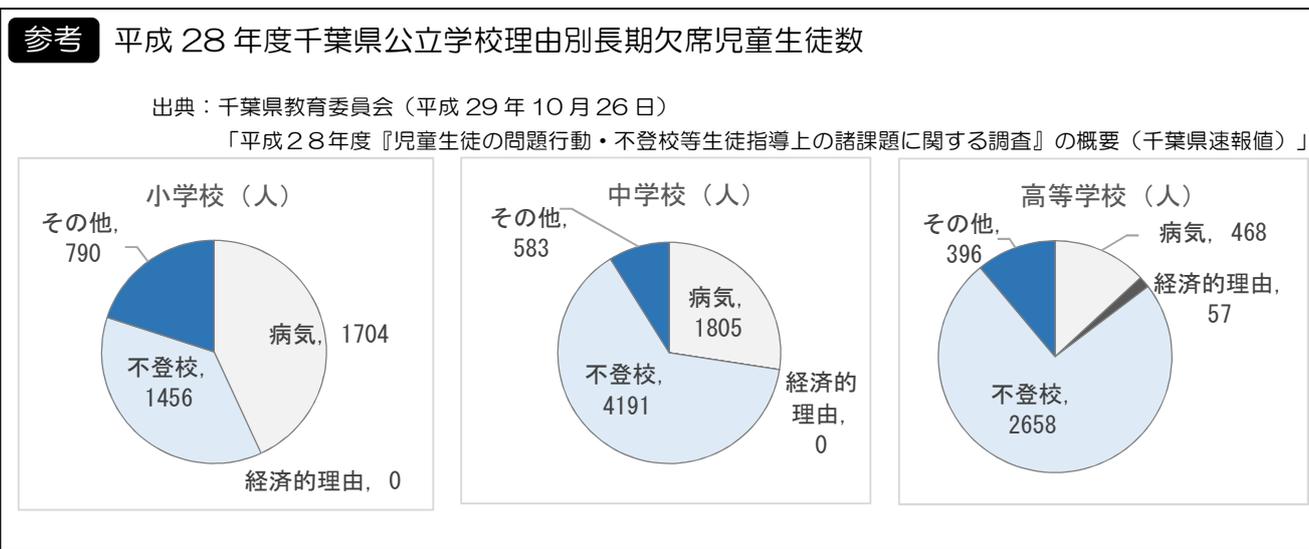
文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、当該年度間に30日以上学校を欠席した児童生徒数について、その理由を「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つに分類して調査しています。国立教育政策研究所は平成24年6月に発行した「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つQ&A」の中で、長期欠席に占める「不登校」の割合が自治体によって大きく異なることや、小学校の病気の占める割合が大きいことへの疑問から、「長期欠席全てを問題にする」ことを提案しています。同様に、千葉大学教育学部の保坂亨教授<sup>1</sup>は、「不登校」だけではなく、「長期欠席」全体に注目すべきだと早くから指摘しています。

文部科学省の諮問機関である「教育相談等に関する調査研究協力者会議」も平成28年の「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」の中で、以下のように報告しています。

『「病気」による長期欠席にも『不登校』が潜在化している可能性があることから、発熱や頭痛、腹痛といった病気を理由とする欠席であっても、3日連続で休む場合などは不登校の可能性を学校内において検討すべきである。他にも『経済的理由』や『その他』による欠席についても、児童生徒の学習を受ける権利を保障する観点から、児童相談所などの福祉機関と連携を図ることにより、その長期欠席状態の解消が期待される」

児童生徒が学校に来ないこと自体が、児童生徒自身、あるいは家庭や学校に何らかの課題があることを示すシグナルと受け止めるべきであり、近年では児童虐待の可能性（P11, 79 参照）についても考慮する必要があります。

児童生徒の欠席に対して、きちんと状況を把握し、必要な支援がなされているのか、という視点を持つことが重要です。学校や教職員には、不登校だけでなく、長期欠席全体を問題にし、長期欠席全体を減らしていく取組が求められているのです。



<sup>1</sup> 保坂教授は、長期欠席を「神経症型不登校」（登校しようとしても心理的な理由から登校できないという葛藤状態を特徴とする）と「脱落型不登校」（怠学〔学力不振〕も含んで広く学校文化からの脱落という側面を特徴とするが、学校に行くための前提というべき家庭環境が整っていない場合もある）の2つのタイプに大きく分けています。特に、脱落型不登校については、虐待（ネグレクト）へとつながる「危険な欠席」があるという認識を持つ必要があることを強調しています。